

北九保地介第1851号

令和8年7月27日

介護サービス事業所 管理者 各位

北九州市保健福祉局介護保険課

介護サービス担当課長

「院内の移動等の介助が必要な理由書」等の取り扱いについて（通知）

平素より、本市の介護保険行政に多大なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、本市では院内介助は、原則、病院のスタッフが行うべきですが、病院のスタッフが対応することができない場合で、ケアマネジャーがケアプランに必要性を位置付けて実施する場合については、**例外的に算定可能**であるとしており、事前に介護保険課へ「院内の移動等の介助が必要な理由書」の提出をお願いしていたところですが、この取り扱いについては、令和8年8月1日付けで廃止しますのでお知らせいたします。

なお、**本市における「院内の移動等の介助」に対する考え方についての変更はありません**ので、送付資料をご確認の上、今後も適切な運用に努めていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 送付資料

- （１）「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について

【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局介護保険課 事業者運営支援係

電話：５８２－２７７１ FAX：５８２－５０３３